

豊橋市都市計画マスタープラン（部分改訂）（案）について

1. 豊橋市都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、都市構造の将来ビジョンやその実現に向けた土地利用をはじめとする都市づくりの方針を明らかにするもので、都市計画に関する総合的な指針としての役割を果たすものです。（都市計画法第 18 条の2）

豊橋市では、平成 23 年3月に「第5次豊橋市総合計画(基本構想)」および、愛知県が策定する「東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を踏まえ、「都市計画マスタープラン」(目標年次:平成 32 年)の改訂を行いました。

改訂した都市計画マスタープランでは、長期的な視点から、本市が目指す都市の姿として、「歩いて暮らせるまち」「水と緑にふれあうまち」「元気に輝くまち」の3つの目標を掲げ、それぞれについて都市づくりの基本方向を示しています。

2. 部分改訂に至る背景

これまで曙町松並において、市街化区域の住宅地内に大規模な工場が立地していましたが、平成 27 年度に撤退しました。このことを機会に、本市としては当該地域の土地利用方針を周辺地域の利用状況に鑑み、これまでの「住工複合地」から、「一般住宅地」に変更する必要があると考えます。

当該地域は、都市計画マスタープランにおいては「地域拠点」に、立地適正化計画においては「都市機能誘導区域」にそれぞれ位置付けられています。今回の改訂により、地域住民の暮らしやすさを支えるため、良好な居住環境に配慮しつつ、商業施設など日常生活に必要な都市機能の適切な確保・配置を促します。

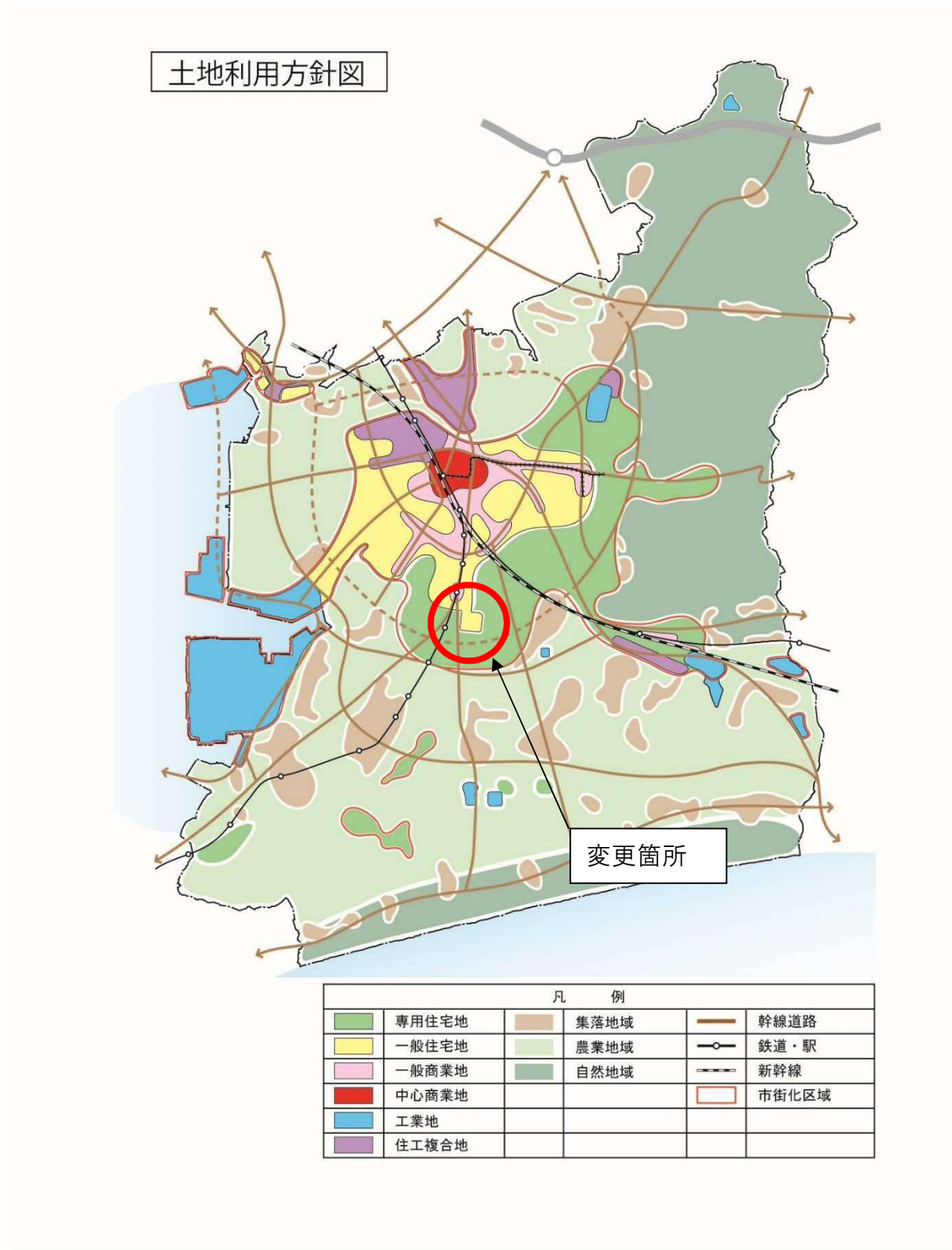
3. 部分改訂の内容

上記の部分改訂に至る背景を受け、当該地域の土地利用方針図を「住工複合地」から、「一般住宅地」に部分改訂します。

4. 新旧对照图

P.38 土地利用方针图

(新)



(旧)

